

業務準備金の支給について

平成30年4月1日より、業務準備金の支給が始まりました。



業務準備金って？

採用時に、業務に就くにあたり必要な準備にかかる費用のために、一律3万円を支給します。



何に使えばいいの？

使い方は自由です。
仕事に必要な資格の取得費用や、訪問用の自転車やバッグ等の購入代にお使い下さい。



どうすればもらえるの？

採用時に、以下の要件を満たす必要があります。

- ①パート職員であること。
- ②介護職員初任者研修等資格(介護福祉士やヘルパー2級等)または看護師資格を取得していること。
- ③介護保険事業等に従事すること。
(総合事業訪問生活援助のみの従事はダメ。)



要件を満たせば必ずもらえるの？

以下の場合には支給ができません。

- ①過去に社協から業務準備金を支給された場合。
- ②社協を退職してから、1年以内に再び雇用された場合。
- ③有料職業紹介事業を行なう者を通じて協議会に雇用された場合。



あなたの新しい一歩を応援します！
興味のある方は姫路市社協まで
ご連絡ください。

